

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令
制定：平成28年 1月 8日法務省令第1号

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令
平成28年 1月 8日法務省令第1号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月八日 法務大臣 岩城 光英

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号ロ(2)及び同項第七号ロ(2)中「第三百七十三条第一項第二号」の下に「、第三百九十九条の十三第五項」を加える。

第七十三条第一項第三号中「又は第三百八十九条第三項」を「、第三百八十九条第三項又は第三百九十九条の五」に、「報告すべき調査の結果がある」を「報告をすべき」に、「その結果」を「その報告の内容」に改める。

第二百二十六条第二十三号中「第三百九十四条第二項第二号」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（会社計算規則の一部改正）

第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十条の二」を「第百二十条の三」に改める。

第六十一条第一号中「及び第百二十条の二」を「から第百二十条の三まで」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第百二十条の三の規定に従い作成されるもの

第百二十条の二第一項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 第百二十条第一項後段の規定は、第一項の場合について準用する。

第百二十条の二を第百二十条の三とし、第百二十条の次に次の一条を加える。

（修正国際基準で作成する連結計算書類に関する特則）

第百二十条の二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十四条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、修正国際基準に従って作成することができる。

2 前項の規定により作成した連結計算書類には、修正国際基準に従って作成した連結計算書類である旨を注記しなければならない。

3 前条第一項後段及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に招集の手続が開始された創立総会、種類創立総会、株主総会又は種類株主総会に係る創立総会参考書類又は株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

2 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例による。

（会社計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の会社計算規則第百二十条の二の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。
